

青森県報

第五百七十六号

令和五年
二月二十日
(月曜日)

目次

告 示

- 令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領(財政課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) ……三
- 道路の区域の変更(道路課) ……三
- 道路の供用の開始(同) ……三

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出(商工政策課) ……四
- 農用地利用配分計画の認可(構造政策課) ……四

出先機関

- 土地改良区の役員の就任(中南部地域民局) ……五
- 土地改良区の役員の退任(三八地域民局) ……六
- 土地改良区管理規程の認可(同) ……六
- 土地改良区役員の退任(上北地域民局) ……七

告 示

青森県告示第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令

和五年二月十日専決処分した令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領は、次のとおりである。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）

令和4年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,218,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	222,534,854	411,655	222,946,509
1	地 方 交 付 税	222,534,854	411,655	222,946,509
9	国 庫 支 出 金	190,807,782	823,310	191,631,092
2	国 庫 補 助 金	141,602,407	823,310	142,425,717
歳 入 合 計		813,983,995	1,234,965	815,218,960
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
8	土 木 費	90,142,436	1,234,965	91,377,401
2	道 路 橋 梁 費	52,559,832	1,234,965	53,794,797
歳 出 合 計		813,983,995	1,234,965	815,218,960

青森県告示第八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業者	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地		

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	
1	県 道	線 苦米地免内	前	後
2	県 道	線 戸来十和田	前	後

変更の 前後別	敷地の幅員		敷地の延長		備考
	前	後	前	後	
	一〇・四四メートルまで	一〇・八一メートルから 一三・二六メートルまで	九六・七〇メートル	九六・七〇メートル	
	一〇・二四メートルから 一一・三九メートルまで	一六・四四メートルから 一六・一二メートルまで	二六・六〇メートル	二六・六〇メートル	

青森県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
線 県道戸来十和田	三戸郡新郷村大字戸来字中野平一六の六から 三戸郡新郷村大字戸来字中野平二四の五まで	令和五・二・二〇

公

告

株式会社 B
L I N D

青森市浪岡大字
浪岡字林本一四
五の二七

居宅介護

ヘルパース
テーション
オレレンジ

五所川原市金木
町朝日山四二七

令和
五・三・一

青森県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之

変更後

株式会社もち吉
福岡県直方市大字下境二四〇〇
代表取締役 森田恵子

変更年月日
令和四・八・八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之

変更後

株式会社もち吉
福岡県直方市大字下境二四〇〇
代表取締役 森田恵子

変更年月日
令和四・八・八

四 届出年月日

令和五年一月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年二月二十日から同年六月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年六月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和五年二月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	--------	---------	---------------

仁和 文雄	坂本 正宏	仁和 文雄	坂本 正宏	小笠原 聡	桜田 和彦	三浦 謙巳	三浦 謙巳	大川 周藏	大川 周藏	相馬 省吾	横山 英樹	有限会社奈良岡 ファーム	沢田 さつえ	山田 正樹	山田 正樹	吉田 覚
十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	北津軽郡板柳町	北津軽郡板柳町	弘前市	弘前市	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	弘前市	青森市	青森市	青森市
十和田市大字大沢田字外前田一三一	十和田市大字洞内字千刈田一二七ほか一筆	十和田市大字大沢田字橋場二二四の一ほか二筆	十和田市大字大沢田字橋場一九六	十和田市大字伝法寺字泉田向一三四	十和田市大字三本木字間遠地一四〇の一ほか一筆	北津軽郡板柳町大字横沢字東岡部二九の二ほか二筆	北津軽郡板柳町大字横沢字元里見一二の一ほか一筆	北津軽郡板柳町大字横沢字東岡部三四の二ほか一筆	北津軽郡板柳町大字横沢字東岡部一九二	南津軽郡藤崎町大字水木字村元二九	南津軽郡藤崎町大字水木字村元三三の一	南津軽郡藤崎町大字福島字村元一五九	弘前市大字十腰内字猿沢三〇四の一ほか三筆	青森市大字金浜字稲田二四三	青森市大字金浜字稲田二四六	青森市大字金浜字船岡四八五ほか三筆

佐藤 栄一	大沢田 慎一	藤嶋 信悦	大森 将範	大森 慎悟	大森 将範	大森 将範	大森 将範	藤嶋 信悦	大森 将範	馬場 誠	ジョイント・ファーム株式会社・ファーム株式会社	ジョイント・ファーム株式会社	株式会社齊下商店	十和田アグリ株式会社
上北郡六戸町	上北郡七戸町	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	上北郡六ヶ所村	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	十和田市	十和田市
上北郡六戸町大字折茂字前川原一五八の二ほか三筆	上北郡七戸町字太田一六五	三沢市大字三沢字庭構五九二七	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二二四九ほか三筆	三沢市大字三沢字淋代平一九五〇の一	三沢市大字三沢字淋代平一八五〇ほか六筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二三七三ほか六筆	三沢市大字三沢字庭構五九一〇	三沢市大字三沢字淋代平一九九二ほか二筆	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の六八	三沢市大字三沢字庭構六七二一ほか一筆	三沢市大字三沢字早稲田五の三四七ほか一筆	三沢市大字三沢字北平一四七の二三四ほか二筆	十和田市大字三本木字北平一四七の二	十和田市大字相坂字下夕川原一九二の一ほか六筆

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、岩

木川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年二月二十日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	田中 清榮	弘前市大字種市字熊谷一〇	令和五・一・二〇
〃	木村 久榮	大字一町田字浅井四七二の一	〃
〃	佐藤 義明	大字宮館字房崎二四の四	〃
〃	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	〃
〃	藤田 秀弘	大字町田二丁目一の五	〃
〃	高杉 忠則	大字高杉字阿部野三二〇の二	〃
〃	神 豊	大字鬼沢字猿沢九八の一	〃
〃	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の一六	〃
〃	澁谷 榮悦	弘前市大字兼平字猿沢二三の八	〃
〃	鳴海 清彦	大字蒔苗字福岡一	〃
〃	花田 敏英	大字青女子字桜菊三三二	〃
〃	成田 公博	大字小友字神原一〇八の六	〃
〃	西澤 孝政	大字如来瀬字種本三七の一	〃
〃	佐藤 克郎	大字藤代四丁目二の六	〃
〃	菊池 勲	大字岩賀二丁目五の一	〃
〃	成田 信一	大字相馬字山田二九の一	〃
〃	佐藤 修一	大字真土字東川二四一	〃
〃	齊藤 秀明	大字一町田字村元六六一の二	〃
〃	田村 嘉基	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の二	〃
〃	工藤 賢生	大字十腰内字猿沢一三四	〃

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中

市筒口土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年二月二十日

三八地域県民局長 富谷正行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	福村 清美	三戸郡五戸町字観音堂五の一	令和五・一・二〇

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、名川土地改良区の頭首工管理規程を令和五年一月二十三日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和五年二月二十日

三八地域県民局長 富谷正行

名川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

相内頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十三日から九月六日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

白山頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十五日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年二月二十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	川 口 徹	上北郡おいらせ町下屋敷二二の一	令 和 四 ・ 六 ・ 三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円